

東京大学情報システム本部内規

平成22年3月24日

総長 裁定

(設置)

第1条 東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として、東京大学情報システム本部（以下「情報システム本部」という。）を設置する。

(目的)

第2条 情報システム本部は、東京大学（以下「本学」という。）における情報技術による教育・研究への支援、法人管理業務等における情報システム管理運営の基本方針に従い、本学の情報全般における情報戦略ビジョンを示すとともに、その実現に向けた計画・施策を立案し、及び実施することで、教育・研究支援、情報セキュリティの向上、法人管理業務等の基盤としての情報資源の最適化、効率化等を実現することを目的とする。

(業務)

第3条 情報システム本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における情報戦略の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 情報セキュリティの向上に関すること。
- (3) 高度な情報専門職に係る人材育成及びキャリア形成に関すること。
- (4) 情報技術による教育・研究支援の実現に関すること。
- (5) 効率的な法人管理業務の実現に関すること。
- (6) 情報通信環境の実現に関すること。

(組織)

第4条 情報システム本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

(本部長)

第5条 本部長は、本学教職員のうちから、情報システム担当理事（以下「理事」という。）の推薦に基づき、総長が任命する。

2 本部長は、情報システム本部の業務を総括する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、第7条に掲げる本部員のうちから、理事の承認を経て、本部長が指名する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第7条 本部員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 本部長が必要と認めた者のうち、理事の承認を経て、総長が任命した者
- (2) その他理事が必要と認める者

(庶務)

第8条 情報システム本部の庶務は、情報戦略課が処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、情報システム本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和元年8月27日から実施し、平成31年4月1日から適用する。